

## 令和2年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和2年3月3日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和2年度予算の概要
- 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 9 議案第 1号 広尾町職員サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 2号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 5号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 6号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第 7号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 16 議案第 8号 広尾町水道事業給水管管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第 9号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 18 議案第10号 定住自立圏形成協定の変更について
- 19 議案第11号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会からの脱退について

### ○出席議員（13名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保  | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝  | 10番 小田 雅二  |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝   |

13番 堀田成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	靖章
会計管理者		山	崎	勝彦
兼出納室長		山	崎	勝彦
総務課長		白	石	晃基
総務課長補佐		柏	崎	弥香子
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		山	岸	雄一
企画課長		雄	谷	幸裕
企画課長補佐		及	川	隆之
住民課長		齊	藤	美津雄
住民課長補佐		佐	藤	直美
住民課長補佐		楠	本	直美
兼住民課長補佐		村	上	洋子
保健福祉課長		宝	泉	大
兼老人福祉センター所長		宝	泉	大
兼地域包括支援センター長		宝	泉	大
健康管理センター長		村	上	洋子
保健福祉課子育て支援室長		浜	頭	力
保健福祉課子育て支援室長補佐		山	崎	義和
認定こども園ひろお保育園長		道		尚子
認定こども園ひろお保育園副園長		成	田	まゆみ
兼豊似保育所長		成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝義
特別養護老人ホーム次長		佐	藤	清美
兼養護老人ホーム所長		金	石	輝義
兼養護老人ホーム次長		佐	藤	清美
農林課長		平		浩則
農林課長補佐		寺	井	真
兼町営牧場長		平		浩則
水産商工観光課長		室	谷	直宏

建設水道課長	前田憲一
建設水道課主幹	北藤盛通
兼下水終末処理センター長	前田憲一
港湾課長	森谷亨弘
港湾課長補佐	安岡伸弘

〈教育委員会〉

教育長	菅原康博
管理課長	山岸直宏
管理課長補佐	山畑裕貴
学校給食センター所長	山岸達也
社会教育課長	小川浩司
図書館長	奥村京子
兼海洋博物館長	小川浩司

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻田廣行
併書記長	白石晃基

〈監査委員〉

代表監査委員	大林忠一
併書記長	大道淳一

〈公平委員会〉

委員長	木下利夫
併書記長	白石晃基

〈農業委員会〉

会長	今村弘美
事務局長	西脇秀司

○出席事務局職員

事務局長	道淳一
事務局次長	保坂一也
総務係主事	西村萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第1回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田<sup>おだ</sup>雅二議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。  
本日の出欠議員であります。遅参、欠席の届出はございません。  
2月28日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。  
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
次に、本定例会に町長から報告1件、議案30件を受理しております。  
また、議会から意見書案2件を受理しております。  
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出  
席を求めています。  
次に、監査委員より令和元年11月から令和2年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告が  
あり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思  
います。  
一般質問は3人の議員から通告があり、3月5日に行います。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであ  
ります。  
本件に対する委員会の報告は、本日3日から3月12日までの10日間とするものです。  
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日3日から12日までの10日間をしたいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3日から3月12日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告をお願いいたします。簡潔をお願いいたします。

1、総務常任委員会委員長（北藤） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

(1)、開催日は、令和2年1月31日金曜日でございます。

(2) から (5) までは、記載のとおりでございます。

2、調査の内容。

(1)、第2期広尾町総合戦略について。

①、広尾町人口ビジョンについて。

1)、策定の目的。

平成27年度からの「第1期戦略」の策定から5年が経過し、最新のデータを反映させた「広尾町人口ビジョン改訂版」を策定する。

広尾町人口ビジョン改訂版の対象期間は、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した2065年までとする。

2)、広尾町の人口動向から4)、広尾町の独自推計までは、記載のとおりでございます。

5)、広尾町の目指すべき将来の方向。

(1)、雇用対策。

本町の主要産業である第一次産業の支援を行い、各産業分野において新たな「しごと」「産業」を創出する。

(2)、移住・定住対策。

将来的な移住にもつながる「交流人口」の拡大に取り組み、都市部との交通機能の充実を図るとともに、安心して楽しく暮らせる地域社会を創出するために、防災対策や福祉・医療・健康づくりなどを推進する。また、企業や都市部からの資金の流れを強化させる。

(3)、少子化対策。

若い世代の負担軽減を図るとともに、子育て環境の充実と支援を図る。また、地域拠点としての

広尾高校が地域活性化の活動の核になることも必要である。

(4)、ひとづくりと地域連携。

まちづくりに関わる人材の育成、多彩な地域との交流による関係人口の拡大と町のにぎわい創出に取り組む。また、サンタランドとして町の新しい観光産業の創出と情報発信を強化する。

②、第2期広尾町総合戦略について。

1)、策定の趣旨。

平成27年度に策定した第1期総合戦略に基づき、人口減少に伴う課題解決に向けて、まち・ひと・しごとづくりに関わる様々な事業に取り組んできたが、人口ビジョンの推計を上回るペースで人口減少が進み、第1期総合戦略に掲げた幾つかの数値目標の達成も極めて難しい状況である。第1期総合戦略が令和元年度で終了することから、町における地方創生の取組を進めるため、新たな第2期の総合戦略を策定するものである。

2)、計画期間。

国や道の総合戦略と同様、令和2年度から6年度までの5年間とする。

3)、策定の視点、推進方策。

第2期総合戦略の基本理念は「ひとを育て、しごとを創り、多彩な地域交流でまちの魅力を高め発信する」とし、4つの政策分野を樹立している。

政策分野と分野ごとの施策については、記載のとおりでございます。

③、主な質疑として、人口ビジョン改訂版における人口動向及び各種推計、総合戦略とSDGsとの関係、数値目標の項目の追加、変更となった理由、評価指標、国の交付金などについて質疑があった。

内容については、記載のとおりです。

以上、総務常任委員会の所管事務調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

(1)、開催日は、令和元年12月26日木曜日であります。

(2) から (6) までは割愛させていただきます。

2、調査の内容。

(1)、町道の除排雪計画についてでございます。

①、令和元年度除排雪計画について、資料に基づき説明を受けました。

1) から 2)、3)、4) については記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思っております。

そこで、②、主な質疑でございます。

委員から雪捨場が3か所になっているが、増やす必要や要望についてということでございます。雪捨場を増やすことについては、特に寄せられていないということであります。

その以下の委員の質疑や説明等については、お目通しいただければと思っております。

次に、(2)、家畜伝染病の現状と課題についてでございます。

①の1) のヨーネ病、2)、感染経路、3) 検査方法については、お目通しいただければと思っております。割愛させていただきたいと思えます。

4) についても、イ、ロについても記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思っております。

5) の対策の概要でございます。

イについては7件、ロについてはJAひろおのほうで5点、ハについては町のほうで2点、ニについてはプロジェクトチーム等につきまして3点、お目通しいただければと思っております。

次、②の主な質疑でございます。

委員からは、対策農場数が現在の状況となった要因や背景として考えられることはということでございます。

説明では、確たる原因については分かっておりませんが、可能性としては野生鳥獣による菌の牛舎への持込み、外部からの人の出入りによる拡大、市場から導入した牛が患畜だった可能性などが考えられるということでございます。

原因究明については、主に家畜衛生所と改良普及センターが改善のために調査のほか疫学調査も行っているということでございます。

また、委員から、これまで行ってきた対策に加えてさらなる強化策として考えることはないかということございました。

説明では、産・学・官が連携し、できることを着実に進めるとともに、農家の飼養管理の取組の継続が重要であるということでございます。農家との信頼関係の下、町・農協・普及センター等が一致協力して、対策農場に対して持てるマンパワーを投入しているということございました。ま

た、地域的にも頑張っているところであり、10年ぐらいのロードマップを描いて撲滅をしたいということでした。

以上、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルスの対策についてであります。

新型コロナウイルスは、本年1月15日に神奈川県で国内初となる感染者が確認されて以降、複数の地域で感染が拡大し、道内でも28日に初の感染者が確認されました。その後、道内では昨日までに77人の感染者が発生し、2月26日には初の死亡者が出るなど、急速に感染が拡大しており、先般、北海道知事より緊急事態宣言が出された状況にあります。

このことから、現時点における本町の対策について申し上げます。

町では北海道初の感染例を受け、国及び北海道など、関係機関からの新型コロナウイルスに関する正確な情報収集を行うとともに、2月1日以降、防災行政無線及び町ホームページにて手洗いやせきエチケットなど、通常の季節性インフルエンザ感染対策に加え、新型コロナウイルスの感染予防に係る注意喚起を行っているほか、役場や児童福祉会館、老人福祉センターなど、主要な施設にはアルコール消毒液を配備し、感染予防に努めてきたところであります。

また、これまで感染状況等の情報を共有するため、2月4日に町長以下全ての課長職で構成する新型コロナウイルス対策会議を開催し、その後、国において新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されるなどの状況の変化を踏まえ、2月27日に第2回目の対策会議を開催したところであります。対策会議では、発生した際の初動態勢を確認するとともに、衛生用品の備蓄状況や各種行事等の対応のほか、さらなる町民への注意喚起等を図るべく、町広報3月号に感染予防や相談並びに受診の目安に関する折り込みチラシを配布したところであります。

また、2月26日には、北海道教育委員会教育長から道内全小中学校の休校について要請があった

ことから、本町といたしましても、翌日の27日から3月4日までの1週間、町内全小中学校の臨時休校及び放課後児童クラブを臨時休所したところであります。

さらに、内閣総理大臣から全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、3月2日以降、春休みまでの臨時休校の要請があったことを踏まえた北海道教育委員会教育長からの要請を受け、3月24日までを臨時休校とすることとしたところであります。

なお、放課後児童クラブについては、共働き家庭などの留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で原則開所することとしたところであります。

また、広尾高等学校にあっては、これまでの状況を勘案した中で3月1日の卒業式を2日に延期し、来賓及び保護者並びに在校生の出席がない中、執り行われたところであります。

本町では、3月2日に広尾町新型コロナウイルス対策本部を立ち上げたところであり、今後におきましても、情勢の変化を踏まえ、国及び北海道など関係機関との連携を密にし、感染の拡大防止に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、2点目であります。

火災の発生についてであります。

第4回定例会以降、1件の火災が発生しておりますので、その状況について報告いたします。

12月19日午前11時39分頃、丸山通北1丁目33番地において建物火災が発生しております。消防職員、団員合わせて39名、車両9台が出動し、同日午後2時36分に鎮火しております。物置より出火し、同物置約12平方メートルを焼損、同一敷地内で隣接する木造一部2階建て住宅へ延焼し、同住宅の約120平方メートルのうち、約95平方メートルが焼損したものであります。出火原因については、住人が物置内でまきストーブを使用中、蓋を開けた際の飛び火により出火に至ったものであります。

この火災で、死傷者の発生はありませんでした。

損害額は、住宅が191万7,000円、物置が8万6,000円であります。

次に、3点目の公用車の交通事故についてであります。

本年1月23日午前9時頃、農林課職員が運転する公用車が国道336号を帯広方面に走行中、右折進入する際、凍結路面で制動が利かず、後続車の進路を妨げる状態で国道に停車してしまったため、衝突を避けながら進行してきた大型営業自動車と接触し、相手方の車両及び公用車、それぞれ車両の一部を破損したものであります。

この事故により、本町の過失割合につきましては、現在、双方の保険会社を通じて査定中であります。事故の和解及び損害賠償の額は、これが判明次第、直近の議会に所要の議案を提案させていただくものであります。

職員に対し再度安全運転について指導を行い、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、4点目であります。

地方創生事業の事業効果の検証についてであります。

平成 30 年度中に実施した地方創生事業について昨年 12 月 17 日に第 8 回広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会が開かれ、広尾町総合戦略において K P I を設定した事業、企業版ふるさと納税寄附金事業及び地方創生推進交付金事業の事業効果が検証されたので、その検証結果を報告いたします。

お手元の別添資料 1 をお願いいたします。

まず、政策分野の 1 であります。「雇用対策」の施策についてであります。

表中の①であります。第一次産業活性化につながる雇用・起業支援についてであります。右側に移っていただきまして、事業効果と今後の方針があります。このところで説明をさせていただきます。

事業効果につきましては、地方創生に対して非常に効果的であったという評価となりまして、今後の方針については事業の継続としたものであります。

次の②の十勝港の利活用についてであります。

同じような評価となっているところであります。

次、③の地元産品の開発と伝承についても表記のとおりであります。

続きまして、この政策分野の 1 の全体の K P I の達成率でありますけれども、平均は 72% となっているところであります。

次に、政策分野 2 であります。「移住定住」の施策についてであります。

この関係につきましても、それぞれ事業効果、今後の方針についても記載のとおりであります。

ただ、②番の豊かな自然の中で安心して暮らせる生活環境の充実の中で、今後の方針といたしましては、「予定どおり事業終了」とあります。この関係につきましては、住宅リフォーム支援奨励金交付金事業や地域密着型有料老人ホーム整備事業の完了により、今後の方針となったところであります。

続きまして、③番目の都市部との交通機能や相談件数の充実の今後の方針でありますけれども、事業の見直しとなったところであります。

この関係につきましては、地域おこし協力隊による移住相談窓口の機能が平成 30 年度をもって終了し、窓口機能の再構築が必要であったため、事業の見直しとなったところであります。

この分野の K P I の達成率は 81% となっているところであります。

次、政策分野 3 であります。

3 でありますけれども、①の若者の出会いの場創出の関係であります。

この関係につきましては、今後の方針として事業の見直しという方針になりました。この関係につきましても、町内の産業経済団体や帯広信用金庫と町が連携協定を締結した出会いの場創出事業によりまして、実効性のある少子化対策の展開が必要だということで事業の見直しの方針となったところであります。

次の②、③については、記載の事業効果、今後の方針となっているところであります。

続きまして、政策分野の 4 であります。「ひとづくりと地域連携」の施策についてであります。

①、一番右側の今後の方針につきましては、事業内容の見直しとしたところであります。この関

係につきましては、広尾版コンシェルジュの育成が進んでいないため、このような今後の方針となったところであります。

次の②、③については、事業効果、今後の方針は記載のとおりであります。

次の④の関係でありまして、各種施策実行をサポートする組織づくりにつきましては、今後の方針につきましては、予定どおり事業終了ということでありまして、広尾町生き生きプロジェクトの5年間の活動が平成31年度をもって一区切りを迎えることから、このような方針になったところであります。

続きまして、次のページの企業版ふるさと納税寄附金事業についてであります。

この関係につきましても、事業効果、今後の方針は記載のとおりでありまして、達成率につきましては、54%となっているところであります。

次に、地方創生推進交付金事業についてであります。

この関係につきましても、事業効果、今後の方針は記載のとおりでありまして、達成率については97%となっているところであります。

続きまして、5点目の「広尾町人口ビジョン改訂版」及び「第2期広尾町総合戦略」の策定についてであります。

本町では、令和2年度から始まる第2期総合戦略とその基礎資料の役割を持つ「広尾町人口ビジョン改訂版」の作成に取り組んでいるところであります。

両計画とも、昨年11月に素案を策定し、広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会における検討を経て、今年1月に広尾町議会の総務常任委員会所管事務調査並びに2月に開催されました産業常任委員会協議会において説明をさせていただいているところであります。そして、まちづくり意見公募手続を経て、2月に同委員会において原案が策定をされたものであります。2月28日に広尾町地方創生推進本部において、原案を承認、策定に至ったところであります。

お手元の資料の別添資料2であります。お開きをいただきたいと思います。めくっていただきまして、それぞれこの内容等については、先ほど説明申し上げましたそれぞれの所管の中でご説明をさせていただいているとおり、内容については割愛をさせていただいておりますけれども、その中で推進本部が決定をする広尾町の独自推計、この説明がまだでありますので、その点についてご説明をさせていただきます。

24ページをお開きいただければというふうに思っております。

24ページまでは、人口動態についてそれぞれで今まで説明したとおりでありまして、このことを受けまして、本町の将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度を分析しているところであります。

自然増減の影響度が3であります。真ん中ほどの表にあるとおりでありまして、社会増減の影響度が5ということで、本町では自然増減よりも社会増減のほうが人口減少に与える影響が大きいという分析結果になっているところであります。

以上の状況を踏まえまして、25ページ以降につきましては、広尾町が目指す将来人口を定めるための独自推計を行ったところであります。

26 ページをお開きいただければというふうに思っております。

26 ページのとおり、国や北海道の仮定を勘案し、AからCの3つのパターンを独自に推計したところであります。

その結果、28 ページをごらんいただければというふうに思っております。28 ページに広尾町の目標人口が下の表にあるとおりでありまして、2045 年には 3,600 人、2065 年には 2,300 人とするものであります。

説明が漏れておりましたけれども、26 ページのAからCの独自推計のCをそれぞれ決定させていただいたところでありまして、これが人口ビジョンについてであります。

続きまして、第2期の広尾町総合戦略について報告をさせていただきます。

別添資料の3の1 ページをお開きいただければというふうに思っております。

この関係につきましても、それぞれの常任委員会でご説明を申し上げたとおりであります。内容については割愛をさせていただきますけれども、第2期の総合戦略の策定によりまして、人口減少を緩和し、町の活力を取り戻すため、それぞれの各施策を実行してまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

次、6点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画策定に係る進捗状況及び今後の予定についてであります。

別添資料4をお願いいたします。

進捗状況であります。

計画策定に向けて昨年2月に実施したまちづくり町民アンケートや6月に3日間開催したまちづくり懇談会、10月から11月にかけて町内5か所で開催した町政懇談会、さらに希望する団体の集まりに職員が出向いて懇談する座談会など、様々な方法によりまちづくりに対する町民の意見や考えを集める作業を行ってきたところでありまして、

策定作業といたしましては、昨年3月以降、公募委員2名と選任委員18名の合計20名のまちづくり推進計画委員による委員会を6回開催したほか、20名の委員に役場職員20名と高校2年生3名を加えた43名を3つの専門部会に振り分けた専門部会会議を各6回程度開催し、懇談会で出された町民の意見を計画に反映させるための協議を重ねてまいりました。11月に計画のたたき台が完成し、その後、役場担当課による加筆や修正と委員会による協議を繰り返しまして、計画素案づくりを進めているところであります。

内容につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成され、町の将来像の実現に向けて5つの基本目標と12の政策を定め、38項目に当たる施策により総合的にまちづくりを推進する内容となっております。全ての施策には成果目標を設定しており、毎年効果を検証する内容となっております。

今後の予定であります。別添資料の裏面をお願いいたします。

令和2年5月に町が委員会から計画素案の具申を受け、その後、まちづくり意見公募を実施するとともに、6月の第2回定例議会において計画原案の中間報告をさせていただき、9月の第3回定例議会に計画案の提案をさせていただきたいと考えております。最終的には、12月の第4回定例議

会までにおいて議決をお願いするものであります。

続きまして、7番目の第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。  
別添資料の行政報告資料5をお願いいたします。

本計画につきましては、平成27年からの5年間の第1期として策定しており、今年度はその最終年に当たり、第2期の令和2年度から令和6年度の本計画を策定したところであります。

基本理念につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくりを置き、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえた子育てを推進したいとするところであります。

資料の15ページをお願いいたします。

資料の15ページ、16ページに11の事業が記載をされております。これは国から示されている事業になるところであります。

町といたしましては、基本理念を踏まえて、この11事業の取組をできる限り行い、地域の子ども・子育て支援事業の充実を図るため取り組んでまいります。

この11事業のうち、第1期計画では7つの事業の取組を既に行っておりまして、第2期でも引き続き継続してまいります。

第2期では、新たに3事業につきまして事業開始を目指すところであります。

次に、24ページをお願いいたします。

先ほどの11事業の詳細が記載をされております。

そこで、第2期での新たに開始する予定をしている3事業であります。

(1)の利用者支援事業で総合相談窓口として、子育て世代包括支援センターの開設を予定しております。

次に、28ページであります。

(9)の病児・病後保育事業、そして(10)の子育て援助活動支援事業につきましても、ニーズ調査や子ども・子育て会議等でも必要な事業として挙がっているものでありまして、第2期中の事業開始を目指していきたいと考えているところであります。

実績数値が記載をされております7つの事業については、第1期から継続しているものであります。

続きまして、昨年6月に国会において子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が制定され、子どもの貧困対策を総合的に推進することが規定されました。町といたしましても、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、本計画に子どもの貧困対策について盛り込んだところであります。

これに関しましては、43ページをお願いいたします。

43ページに具体的な取組を載せているところであります。

次の44ページの(1)であります。

相談支援体制の取組として、子ども貧困対策を行うため、関係機関と連携し、さらなる相談体制の充実を図ってまいります。

次に、45ページになりますが、(2)の教育支援の取組として、世帯の経済的格差がそのまま教

育につながっているとされておりまして、町といたしましても、全ての子どもの教育と保育も含め、保障し、そして提供を行ってまいります。

次に、(3)の生活支援及び保護者の就労支援の取組についてでありまして、全ての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援するとともに、子どもたちが安心して過ごせるまちづくりを目指してまいります。

次に、46ページでありまして、(4)、経済的支援の取組として貧困にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもや、その家庭の自立支援を行い、子育ての暮らしの安定を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上、本計画の説明とさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、5日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第7 令和2年度予算の概要

1、議長（堀田） 日程第7、令和2年度予算の概要について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、令和2年第1回広尾町議会定例会におきまして、新年度の各会計の予算案をご審議いただくに当たりまして、予算編成の考え方と概要について申し上げます。

令和2年度は、町長の改選期であり、当初予算案は義務的・経常的経費など、町政運営の基本となる経費を中心とした「骨格予算編成」としてしておりますが、事業の緊急性や実施時期などを考慮し、これらに係る予算も計上をしているところであります。

以上の考え方に基づきまして、令和2年度の一般会計ほか、各会計の予算を次のとおり編成をしたところであります。

令和2年度の広尾町の各会計別予算であります。

一般会計におきまして68億6,600万円、特別会計合計で29億9,621万8,000円であります。企業会計といたしましては、水道事業会計で2億5,447万2,000円でありまして、総合計で101億1,669万円となったところであります。

前年度の当初予算との比較では、一般会計におきましては、総額で2億4,500万円の減、率で3.4%の減としております。

また、全会計では4,232万円の増、率で0.4%の増としているところであります。

会計別の予算概要についてであります。

まず、一般会計の歳入についてであります。

町税は、前年度当初予算との比較で1,982万円の増、率で2.2%の増を見込んでおります。

地方交付税をはじめ、地方譲与税、交付金等の歳入の積算については、国の地方財政計画等を勘案し計上しました。

地方譲与税については、森林環境譲与税の新設により、全体で61万円の増、率で0.4%の増を見込んでおります。

交付金につきましては、地方消費税交付金において消費税率の増により、2,900万円の増、率で19.2%の増を見込んでおります。交付金合計では2,040万円の増を見込んでいます。

地方交付税につきましては、地方財政計画では2.5%の増となっております。

普通交付税は31億円を計上し、前年度決定額31億2,863万円に対し、2,863万円の減で、率で0.9%減を見込み、前年度当初予算比較では1,300万円の減、率で0.4%の減を見込んでいます。

特別交付税は2億5,000万円を見込み、地方交付税全体では33億5,000万円の計上、前年度当初予算との比較で1.3%の減を見込んでおります。

臨時財政対策債は1億2,500万円を見込み、前年度決定額との比較では794万円の減、率で6.0%の減、当初予算比較では1,885万円の減、率で13.1%の減を見込んでいます。

臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は34億7,500万円、前年度決定額との比較で6,657万円の減、率で1.9%の減、当初予算額との比較では6,185万円の減、率で1.7%の減となっております。

分担金及び負担金につきましては、民生費の保育所負担金などの減によりまして、383万円の減、率で1.8%の減を見込んでおります。

使用料及び手数料は、町営牧場使用料などの減によりまして、1.0%の減を見込んでいます。

国庫支出金については、29.4%減の見込みとしております。

道支出金については、5.4%減の見込みとしております。

財産収入については、0.2%の増を見込んでおります。

繰入金は、公債費の港湾借換債満期一括償還財源として、減債基金から2億円の繰入額を計上しているほか、ふるさと納税寄附金を活用し、まちづくり基金などの繰入れを見込んでおります。財政調整基金から繰入れは9,100万円で、全体で4億3,343万円を見込んでいます。

町債については4億4,950万円で、前年度当初予算比較で1億7,705万円の減になっています。

次に、歳出についてであります。

歳出の主な内容について款別に申し上げます。

1 款議会費であります。議員報酬はじめ、経常的経費を計上しています。

2 款総務費であります。経常的及び継続的事業費をはじめ、財務書類作成支援事業、農山漁村ホームステイ事業、自主防災組織育成事業、北海道総合行政ネットワーク回線更新負担金等の事業費を計上しています。

3 款民生費であります。緊急通報委託事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業、中学生までの医療費の無料化など、高齢者や児童に係る継続的な福祉施策のほか、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計、介護サービス特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。

4款衛生費であります。保健衛生に係る経常的及び継続的事業をはじめ、風疹検査事業、不育症治療費等助成費の計上のほか、十勝圏複合事務組合負担金、南十勝複合事務組合負担金、簡易水道事業特別会計繰出金、病院事業運営交付金及び貸付金などを計上しております。

5款農林水産業費であります。農業振興、林業振興及び水産業振興に係る継続的事業費を計上しております。

6款商工費であります。商工振興事業補助金をはじめ、中小企業対策、労働対策、観光振興、各種祭り開催経費、サンタランド事業費など経常的及び継続的事業費のほか、住宅リフォーム支援事業を計上、また、ふるさと納税推進事業に要する費用を計上しています。

7款土木費であります。町道の整備や道路維持事業、港湾管理事業、公営住宅管理事業などの経常的及び継続的事業費をはじめ、港湾直轄事業負担金や下水道事業特別会計繰出金、臨時的事業として防舷材改修事業、十勝港線転落防止柵設置事業費などを計上しています。

8款消防費。とちかち広域消防事務組合負担金のほか、非常備消防費に消防団活動事業費などを計上しています。

9款教育費であります。学校教育、社会教育、スポーツ振興事業など経常的及び継続的経費のほか、学校施設長寿命化個別計画策定事業、学校給食用備品購入事業などを計上しています。

10款災害復旧費でありまして、科目存置であります。

11款公債費、長期債の元利償還費及び一時借入金利子を計上しています。

2の港湾管理特別会計であります。

港湾施設の維持管理経費など経常的及び継続的事業費を計上しております。

3番目の簡易水道事業特別会計であります。

簡易水道施設の維持管理経費など経常的及び継続的事業費のほか、配水管改修事業費を計上しております。

4番目の下水道事業特別会計であります。

下水道管渠及び処理場の施設管理費のほか、処理場の修繕・改築事業の「業」が抜けております。申し訳ありません。改築事業費や個別排水処理施設整備事業など経常的及び継続的事業費を計上しています。

5番目の国民健康保険事業勘定特別会計であります。

医療給付費等、経常的及び継続的事業費を計上しております。

6番目の介護保険特別会計であります。

介護保険給付費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業費及び生活支援体制整備支援事業費を計上しています。

7番目の介護サービス事業特別会計であります。

施設運営費等の所要事業費のほか、給食業務委託費を計上しております。

8番目の後期高齢者医療特別会計であります。

後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収、申請・届出・保険証の引渡しなどの所要事業費を計上しています。

9 番目の病院事業債管理特別会計であります。

広尾町国民健康保険病院の地方独立行政法人化により、病院事業に係る地方債の償還や新たな借入れ及び病院への貸付金を計上しております。

10 番目の水道事業会計であります。

施設の維持管理費など経常的及び継続的事業費のほか、配水管・計装設備事業費を計上しているところでもあります。

以上、令和2年度の一般会計ほか各会計の概要について申し上げたところであります。議員各位、町民皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、説明を終わります。

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

#### ◎日程第8 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提出者に報告を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

本件につきましては、令和元年9月12日に専決処分を行ったものであります。本来であれば直近の議会において報告すべき事項でありましたけれども、失念をしておりました。大変申し訳なく思っているところであります。

次のページの専決処分書であります。

豊似小学校校舎改築（解体・建築）工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

理由でありますけれども、令和元年議案第34号により議決を経ました豊似小学校校舎改築（解体・建築）工事の請負契約の締結について解体撤去工事における廃棄物の実施数量の確定に伴う運搬費・捨場料金の変更及び建築工事における各工種の増減及び変更による設計変更によりまして、請負金額を減額する必要が生じたものであります。

変更の内容についてであります。工事名については記載のとおりであります。

契約額につきましては、変更前が 5,076 万円、変更後が 5,070 万 6,000 円でありまして、5 万 4,000 円の減額となります。

なお、工期、契約の相手方については、変更ないところであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第 1 号 専決処分の報告についてを終わります。

#### ◎日程第 9 議案第 1 号

1、議長（堀田） 日程第 9、議案第 1 号 広尾町職員サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 1 号 広尾町職員サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、12 月定例会において議決をいただき、この 4 月から新たに会計年度任用職員として任用となる職員のサービスの宣誓について、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることから、所要の改正をし、対応できるようにするものであります。

議案資料の 1 ページに新旧対照表があります。

内容といたしましては、現行条例の第 2 条において、新たに職員になった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとしておりますけれども、第 2 項として会計年度任用職員のサービスの宣誓については、これに関わらず別段の定めをすることができるとするものであります。

別段の定めといたしまして、任命権者等の面前で宣誓書への署名を要さず、署名した宣誓書を提出することで足りるとするなど、勤務形態等に応じて柔軟な運用を図っていききたいとするものであります。

附則におきまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 広尾町職員サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第2号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第2号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第2号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は2ページになります。

本案は、長時間労働の是正のため、国家公務員の超過勤務命令の上限が人事院規則で定められ、本町におきましても、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により、国家公務員の処置等を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講ずるものであります。

内容といたしましては、資料の新旧対照表にありますように、第8条に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」という項を追加し、参考として次のページに記載のとおり、上限とする時間と月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるとする内容を加える規則の改正を行うものであります。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号～日程第12 議案第4号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第12、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第3号についてであります。

本案は、職員の時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額について改正したいとするものであります。

議案資料の4ページであります。

内容といたしましては、現行の算定基礎となる給与額は給料月額のみとしておりましたが、労働基準法第37条に金額に変動のない手当についても時間外等の割増賃金の基礎額に算入しなければならないとされていることから、算定基礎額に住居手当、持家でありますけれども、それと寒冷地手当を加える改正をするものであります。

5ページからは新旧対照表となっているところであります。

続きまして、議案第4号についてであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案資料については、9ページであります。

本案につきましては、議案第3号で改正いたします条項の引用箇所を改正するものであります。

いずれの条例も、附則におきまして、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号と議案第4号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第5号

1、議長(堀田) 日程第13、議案第5号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第5号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、幼保無償化により子ども・子育て支援法等の改正が行われ、関連条文の改正を昨年9月定例会で議決をいただきましたが、9月定例会以降、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りにより、官報正誤による改正手続が行われたことに伴い、本町で定める運営に関する基準を定める条例についても所要の改正が必要となり、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案資料の10ページから新旧対照表がありますので、ご確認を願います。

なお、附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第6号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第6号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第6号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本町の基準を定める条例の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員の資格を得るためには、保育士や社会福祉士などの資格や教員免許状を有する方などが都道府県知事が行う認定資格研修を修了した者でなければならないとされておりましたが、指定都市の長も認定資格研修を実施できることとなり、その文言を加える改正を行ったものであります。

内容につきましては、議案資料の19ページにあります。

なお、附則につきましては、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第6号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第7号

1、議長(堀田) 日程第15、議案第7号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第7号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1条で広尾町公営住宅管理条例、第2条で広尾町共同住宅管理条例、そして第3条で広尾町特定公共賃貸住宅管理条例について、それぞれその一部を改正するものであります。

議案資料20ページに民法改正のポイントとして住宅の賃貸借契約に関連する主な事項を載せているところであります。

改正内容であります。

23ページをお願いしたいと思いますが、第11条中第1項第1号から第3号で連帯保証人の連署する請書に極度額を定めて提出すること、入居後の家賃の確実な納付を図るため、入居者及び連帯保証人の連署がある誓約書兼同意書を提出することとしております。

ただし、当町では、身寄りのない単身高齢者であるなど特別な事情がある方に対しては、条例で連帯保証人を必要としないことができるとしておりますので、新たに公営住宅等入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱を定め、免除となる対象の方を規定いたします。

また、連帯保証人を廃止しない理由といたしましては、公営住宅等の管理上、連帯保証人の働きかけで入居者の問題が解決に至る実績があり、その効果が大きいためであります。

第18条第3項であります。ここでは入居者が家賃を払わないときは町は敷金をその債務の弁済に充てることとし、第19条で、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について町長は具体的に定めなければならないとしております。

次に、第40条3項であります。不正行為によって入居した者に対する請求額の利率を法定利率に改正するものであります。

また、民法の一部改正以外として、お戻りをいただきたいのですが、第7条に激甚災害の対処など他の法令に規定されている入居者資格条件が緩和される特例を追加し、あわせて法令との整合、整理と、より分かりやすい表記とするために記述の見直しをしているところであります。

広尾町共同住宅管理条例及び広尾町特定公共賃貸住宅管理条例についても、同様の内容で整理をするものであります。

附則において、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案書の13ページでありますけれども、第11条中第1項第1号の、いわゆる従来の「請書」を「極度額を定めた請書」に改めるということでありまして、これは今までこの保証人に対する無制限という、そういう解釈でありましたけれども、今回極度額を求めるということでもありますけれども、例えば今まで入居者が何らかの理由で家賃を納められなくなった場合、連帯保証人が代わって納入した件数及び金額、例えば過去5年間でどの程度あったのか、それについてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 過去5年間に保証人が支払った金額でございます。1件、3万2,175円でございます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回新たに極度額を定めたということでもありますけれども、これは規則で100万円という形で設定するということでもありますけれども、それから見るとかなり金額が小さいわけでもありますけれども、確認なのですけれども、例えばこの未納額が120万円あった場合、当然連帯保証人が納める額は100万円です済むわけですね。そうすると、その超過した20万円というのは、例えば税法上で言います不納欠損といいますか、いわゆる町の損失という形で認識してよろしいのか、ご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） 極度額として100万円を予定しているところでありますので、極度額以上の請求は行う予定はありません。したがって、不納欠損処理をせざるを得ないものと認識しております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第7号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第8号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第8号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第8号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、国における水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布により、水道法施行令が改正され、条文のずれが生じたことから、本条例で引用する条項の改正を行うものであります。

附則におきまして、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第8号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第9号

1、議長(堀田) 日程第17、議案第9号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第9号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域自立促進市町村計画を変更するに当たり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページの別紙であります。

内容の変更といたしましては、NPO法人の一まひろおが運営する障がい者地域活動支援センターゆうゆう舎の移転整備に伴う事業内容の追加でありまして、既に北海道との事前協議が調っているところであります。議決後は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出する運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第9号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第10号

1、議長(堀田) 日程第18、議案第10号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第10号 定住自立圏形成協定の変更について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るため、平成23年7月7日に帯広市と協定書を締結したものであります。

現協定の別表におきまして、追加、削除の協議が帯広市と管内18町村で調ったものであります。

別表の改正につきましては、議案資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料39ページであります。

新旧対照表、左側の(2)、フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進であります、バイオマスの利活用を圏域全体で推進するものであります。

次のページの左側上段(8)の削除につきましては、航空宇宙産業基地構想の推進は、新たな推進体制への移行によりまして終了するものであります。

下段の(2)の削除につきましては、結婚を希望する若者の支援につきましては、支援体制の構築等により終了するものであります。

次のページの2の削除は、データ分析がノウハウの蓄積により終了するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 10 号 定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 11 号

1、議長(堀田) 日程第 19、議案第 11 号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会からの脱退についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 11 号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会からの脱退について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会を脱退することについて議会の議決を求めるとするものがあります。

この協議会は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により設置された協議会であるため、組織変更については、各構成町で議決が必要となります。つきましては、今般、広尾町がこの協議会を令和 2 年 3 月 31 日をもって脱退することに議決をいただき、他の関係 6 町における組織変更議決と併せて北海道知事に届出することになるところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 11 号 十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会からの脱退についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日4日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時32分